

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵地区第2工区）に係る換地計画を定めた。
その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和8年8月6日から同月26日まで縦覧に供する。

令和8年8月4日

香川県知事 池 田 豊 人